

★11月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

健康保険被扶養者届 添付書類の変更について

平成30年10月1日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者(異動)届」について、添付書類の取り扱いが変更になります。

扶養認定を受ける方の**続柄や年間収入を確認するため**添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは下記の①②を、別居しているときは①②③を添付になります。ただし、次のとおり添付の省略ができる場合があります。

	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
①	次のいずれか ☆戸籍謄本または戸籍抄本 ☆住民票	続柄の 確認	次のいずれにも該当するとき ○被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されているとき ○左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が「続柄確認済み」と届書に記載しているとき
②	年間収入が「130万円未満」であることを確認できる書類 ☆課税証明書 ☆給与明細 ☆源泉徴収票 など ☆(退職した場合)退職証明 など	収入の 確認	○扶養認定を受ける方が、 所得税法上 の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届出書に記載しているとき ○16歳未満のとき
③	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ☆振込の場合…預金通帳の写し ☆送金の場合…現金書留の控え(写し)		○16歳未満のとき ○16歳以上の学生の場合 (ただし在学証明書添付)



**各種助成金申請
お手伝いします**

キャリアアップ、育児休業時の代替要員
男性の育児休業等 お気軽にご相談ください！

埼玉県 lowest賃金

898円

ご確認ください♪

群馬県は809円



★平成30年11月の営業土曜日は
以下のとおりです。



3日(土) 休
10日(土) 休
17日(土) 営業(税務・労務)
24日(土) 営業(税務・労務)

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>